



高石政秘第371号
平成 28 年 8 月 25 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

高石市長 阪口 伸六



社会保障に関する申し入れについて(回答)

平素は市行政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、お礼申し上げます。
平成 28 年 7 月 1 日付の要望書につきまして、別紙のとおり回答いたします。

2016年度自治体キャラバン行動・要望書 (回答)

統一要望項目

1. 子ども施策・貧困対策について

- ①一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。他の3医療費助成の改悪に対して反対意見を表明すること。

(回答)

子ども医療費助成については、少子化、子育て支援施策として必要な制度と認識しております。本市においては、所得制限を設けず、入院に係る医療費助成を中学校卒業年度末まで、平成27年度からは通院に係る医療費助成については小学校卒業年度末まで拡充したところ です。今後とも、引き続き大阪府に対し、制度拡充を要望するとともに、本市財政健全化、行財政改革を見極めつつ更なる拡充に向けて検討してまいります。【子ども家庭課】

- ②就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3」以上とし所得でみることに。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答)

現在、本市の就学援助の適用条件については、生活保護基準の1.15倍となっており、持家と借家の区別はしておりません。

申請については、市教育委員会学校教育課で行い、1学期当初に「お知らせ」を学校を通じて全保護者宛に配付し、毎年4月から6月末までの申請で4月分からの支給とし、7月以降は2月末までは随時受け付け、申請月分からの支給となります。また、支給については、概ね10月下旬・3月下旬に取りまとめて行いますが、新入学学用品費の支給については、認定してすぐの7月下旬に支給しております。

平成28年度の認定基準については、生活保護基準引き下げの影響が出ないように引き下げ前の生活保護基準を使用しております。【学校教育課】

- ③子育て世帯、ひとり親世帯の実質所得引上げのために「家賃補助」の制度化を図ること。独自の「こども手当」や児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。

(回答)

現在、子育て世帯に対する家賃補助等の直接補助は現在行っておりませんが、本市市営住宅管理条例の改正を行い、入居基準(収入基準)を緩和することが出来る裁量階層である子育て世帯枠を就学前の子どものいる世帯から義務教育終了までの子どものいる世帯に拡大して

おります。

また、ひとり親世帯は福祉世帯枠に位置付け優先募集ができるように要綱を制定しております。【建築住宅課】

現在、子ども・子育て支援新制度の中で、現金支給制度として中学校終了まで児童手当の支給を行っていますが、独自の現金支給制度を実施する予定はございません。

また、児童扶養手当についても独自の現金支給制度を実施する予定はございませんが、本手当の所得制限限度額及び手当額を引き上げる等、国に対して引き続き要望して参ります。【子ども家庭課】

- ④中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス(業者弁当)方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、子どもの生活実態調査を実施し朝ごはんを食べていない子どものためにモーニングサービス(パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの)などを実施すること。

(回答)

全市立中学校の給食は自校式・完全給食・全員喫食で実施しております。昼食以外の学校給食を導入する予定はございません。【教育総務課】

- ⑤「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、子どもの生活実態調査を行うこと。そのうえでひとり親世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。学習支援については生活保護世帯だけでなく就学援助適用世帯も含めた世帯の子どもたちに対して早急に実施すること。さらに学習支援とともに夕食支援も同時に行うこと。

(回答)

生活実態調査については、大阪府が「大阪府子どもの生活に関する実態調査(子ども・保護者調査)」として、今年度中に抽出調査を実施。【学校教育課】

本市におきましては、国の補助金を活用して、平成28年6月からひとり親世帯のうち児童扶養手当を受給する世帯の中学3年生を対象に、高校への進学支援学習会として学習支援事業を開始しています。【下線部分について社会福祉課】

- ⑥公立幼稚園・保育所の統廃合はやめ、待機児童問題を解決すること。

(回答)

現在、公立保育所(綾園保育所)を統廃合する予定はありません。いまのところ、待機児童は発生していません。【子育て支援課】

公立幼稚園の再編等については現在検討しております。【教育総務課】

2. 国民健康保険・地域医療構想について

- ①第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議での「取りまとめ案」では「統一保険料率」

だけでなく、減免制度などについても「統一」の方向性が出されている。医療費水準を加味しない「統一保険料」では、インセンティブが全く働かなくなり、医療費の拡大は免れなくなり、結果保険料が高額平準化となることが危惧される。

保険料の賦課決定の権限は市町村にあり、大阪府都道府県運営方針は単なる技術的助言でしかないことから、大阪府のいう「決定の尊重」という名の押し付けは地方自治の侵害となる。納付金・標準保険料率の試算もされていないもとの「統一国保」との結論ありき、かつ抽象的な議論はあまりにも乱暴である。

10月以降、納付金と標準保険料率の具体的な試算が出た後に、住民のデメリットを中心に検討し、運営方針案に反映するような形で進めるようにすること。

(回答)

大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議等では、府内統一保険料に向け、共通経費のあり方等について検討を行っているとの事ですが、本市としましても国保広域化に向けての国・府の動向について、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

【健幸づくり課】

- ②「大阪府地域医療構想」では病床機能毎の必要病床数の過剰・不足数を示しているが、病床転換の調整がつかない場合は、大阪府は「最終手段」として「公立病院に命令」「民間病院に要請」できるとしている。しかし、「過剰」とされている急性期病床について、府下各地の懇話会では在宅の受け皿としての急性期病床の重要性が指摘されている。「大阪府地域医療構想」への対応や在宅医療の受け皿の整備について、どのような取り組みをしているか。

(回答)

地域包括ケアシステムの構築などにより、在宅医療と介護の連携をはかり、特に回復期の病床数など不足がでないように検討をすすめています。高齢者人口の増加と病床数を比例的にみるだけではなく、病気予防、健康増進、介護予防を進めるなどから今後の高齢者人口の増加などに対応していく必要があると考えています。【地域包括ケア推進課】

3. 健診について

- ①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答)

本市の国民健康保険財政は非常に厳しい状況ではありますが、特定健診受診率向上の観点から、平成25年度から特定健診の検査項目を7項目追加し、平成26年度からは、日曜健診の日数を増やすなど、住民が受診しやすい環境を進めてまいりました。

また、平成28年度からは、特定健診の受診料を無料といたしました。

今後も、受診率の向上に向け、さらなる対策を検討してまいりたいと考えております。

【健幸づくり課】

がん検診と同時実施などを進めることで、検査項目の充実をはかっており、今後もそれぞれの検診の受診率の向上を図るべく、受けやすい環境を検討していきます。

【地域包括ケア推進課】

②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答)

特定健診と同時実施などを進めることで、検査項目の充実をはかっており、今後もそれぞれの検診の受診率の向上を図るべく、受けやすい環境を検討していきます。

特定健診の無料化は、平成28年度より実施しており、今後、協会健保などとの共同実施も含め、がん検診の自己負担を検討してまいります。【地域包括ケア推進課】

③特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答)

健診受診者、未受診者にアプローチし、アンケートを実施するなどによりさまざまな分析を行い、特に無関心層への呼びかけが重要と考えており、今後さらに進めていきます。

【地域包括ケア推進課】

④人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答)

人間ドック、脳ドック受診については、本人負担を55%～60%としているところです。

【健幸づくり課】

⑤日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答)

日曜、祝日、平日と実施を行っており、今後、実施時間、場所などニーズ調査等おこないながら、受診率の向上にむけて行ってまいります。【地域包括ケア推進課】

4. 介護保険～総合事業と障害者65歳問題、高齢者問題

①総合事業に移行しても、すべての要支援者が、現行どおりの条件と内容でホームヘルパーとデイサービスが利用できるようにすること。サービス類型については、訪問・通所ともすべて現行相当サービスのみとすること。要支援・要介護認定は、まず新規・更新ともすべての申請者ができるようにし、基本チェックリストによる振り分けをしないこと。

(回答)

総合事業に移行することに伴う基本チェックリストを活用することに伴い、従来よりも迅速にサービスを提供することができます。このメリットを活用しながら、スピーディーに市民の方々の状況にあった自助や互助を中心とした介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業の利用が可能になるように、高石市の地域資源状況を考慮するとともに近隣自治体の動向を注視し、サービスの類型や仕組みを研究してまいります。【健幸づくり課】

- ②介護事業所の抱える問題点(人材確保困難、報酬削減等による経営悪化)を踏まえ、地域の介護基盤を育成維持・向上させること。総合事業の案について、市内の関係事業所が参加する「話し合い」の場を早急に設定し、十分に意見を聞くこと。総合事業現行相当サービスの報酬を切り下げないこと。

(回答)

平成27年4月には、介護報酬のマイナス改定が行われ、事業者の運営が厳しさを増す中、介護事業所の健全な育成や発展をサポートする責務が自治体にはあることを自覚し、地域包括ケアの構築に関する会議や研修会などで介護事業所との対話を重視して、速やかに介護事業所の抱える問題点を把握してまいりたいと考えます。

また、総合事業現行相当サービスの報酬については、近隣自治体の動向を注視し、研究して参ります。【健幸づくり課】

- ③40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日)を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

(回答)

障害者の65歳問題については、本市においても状況を確認しながら、適切に対処しております。【高齢・障がい福祉課】

- ④前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

(回答)

障害者の65歳問題については、本市においても状況を確認しながら、適切に対処しております。【高齢・障がい福祉課】

- ⑤障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯

の利用負担はなくすこと。

(回答)

65歳を境として、障害者福祉サービスが介護保険に移行することによって生じる問題については、状況等を確認しながら適切に対処いたします。その他、特別な配慮については、他の福祉サービス利用者との整合から、特に検討しておりません。

障害福祉サービスにつきましては、住民税非課税世帯はすでに利用者負担無料となっております。【高齢・障がい福祉課】

- ⑥高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

本市においては、従前より、社会福祉協議会や各事業者等と連携して、独居及び高齢者のみの世帯の見守り活動に取り組んでおります。

今後、高齢者が住み慣れた家庭や地域で、安全で安心して生活できるよう自治会やNPO、社会福祉協議会と協働して、コミュニティカフェや認知症カフェの充実などに取り組んでまいります。

なお、市内14カ所において熱中症シェルターを設置しており、クーラー導入費用や電気料金の補助については、現在検討しておりません。【高齢・障がい福祉課】

5. 生活保護に関して

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

(回答)

生活保護受給世帯は、本市においても増加傾向にあるなか、平成22年4月の人事異動以降、社会福祉法第16条に定める「標準数」に基づくケースワーカーの確保を行ない、現在も「標準数」を確保しております。

また、ケースワーカーの経験不足による援助水準の低下や担当者ごとの援助のばらつきが無いように国、大阪府等の研修会に積極的に参加すると共に所内研修にも心掛けております。

なお、生活相談等に来庁された方に対する対応につきましては、法令遵守・人権尊重の丁寧な対応を行ない、相談時の際には、無差別平等の原則や申請保護の原則を守り、要保護者等の事情を客観的な立場で把握し、救済漏れの無いように、また、公平な運用がなされるべきであるという認識のもと、これらの原則を遵守しながら適切な運営に努めております。従いまして、相

談時に要保護状態であるとの聞き取りを行った際は、申請権を侵害することなく保護申請を受け付けたり、申請用紙等を交付しております。【社会福祉課】

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)

「生活保護のしおり」は、生活相談に来所された相談者用と受給されている方用にそれぞれ生活保護制度の権利義務等を理解していただくために作成しております。

今後よりわかり易いものとなるよう他市の資料等を参考にさらに検討して参りたいと考えております。【社会福祉課】

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟を踏まえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

(回答)

本市におきましては、申請時に違法な助言・指導等を行なっておりません。就労指導につきましては、稼働年齢層の受給者において就労阻害要因の有無や職歴等総合的に検討して、就労可能で無い方に対しては実施しておりません。

また、就労可能な方についても、各ケースごとに支援方策を検討し、ハローワークとの連携のもと、受給者に適した仕事の探索や資格の取得、面接の受け方などの個別的な就労支援を実施しています。【社会福祉課】

- ④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるように要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療券を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保障すること。西成区のような「通院医療機関確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。

(回答)

生活保護の「医療券」は各受給者ごと、医療機関ごとに各月単位で発行しておりますので、事前に交付することは出来ません。しかし、毎月継続して受診している医療機関分につきましては、受給者が手続することなく自動的に毎月発行ができるようになっておりますので、保護開始時等に、かかりつけの医療機関を聞き取るなどして福祉事務所の閉庁時や急病時に対応できるようにしております。また、市内の小・中学校の修学旅行等の実施時には、事前に学校単位で「保護受給証明書」の発行手続きを行うなど、医療機関への受診権を確保しています。

また、特定健診の受診については、保護受給世帯への生活保護費支給通知書を郵送する際、健診受診の案内チラシを同封し周知を図っています。【社会福祉課】

- ⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

警察官OBは、暴力団員等による行政暴力の排除や覚せい剤等の刑事犯罪にかかる関係機関との連携強化を図るために、平成25年度から配置しております。

なお、現在、適正化ホットラインについて実施予定はありません。【社会福祉課】

- ⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行なうこと。

(回答)

生活保護の扶助基準額は、厚生労働省の定める級地ごとに毎年度設定された基準額や実施要領等に基づき、給付しておりますので、本市独自で基準額を変更することは出来ません。また、住宅扶助の家賃・敷金につきましても同様です。

なお、住宅扶助の経過措置や特別基準適用につきましては、各ケースごとに状況に応じて協議・検討を行ない、必要なケースにつきまして適用しております。【社会福祉課】

- ⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

(回答)

本市におきましては、資産申告書の提出を強要することはありません。保護受給者が多額の預貯金等を保有していることが判明した際は、自立用資金や家電品等の買い替え資金等の保有目的を聴取し、その目的達成に向けた使用を確認するなどの対応を行なっています。

【社会福祉課】